

# 社会医療法人社団 健友会 中野在宅ケアセンター

## (指定居宅介護支援事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団健友会が開設する社会医療法人社団健友会中野在宅ケアセンター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の立場に立って援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス関係者、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、困難事例を積極的に受け入れ、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 社会医療法人社団 健友会 中野在宅ケアセンター

所在地 東京都中野区上高田1丁目50番7号 大川ビル1階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 常勤 1名(介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

二 介護支援専門員 常勤 3名以上(管理者と兼務1名含む)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供等にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日

(但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

営業時間 午前9時から16時50分までとする。

(土曜日は午前9時～午後12時50分まで)

\* 担当の介護支援専門員が不在の時は電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成し利用者に交付する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報提供を行い、サービス選択を求め居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得て、サービス事業者との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析票は「MDS-HC方式」等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握等の結果を記録するものとする。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、区分変更認定の場合等において、サービス担当者会議を開催するものとする。また、これらに該当する場合以外の居宅サービス計画の作成にあたっては、サービス担当者会議の開催・担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について担当者から意見を求めるものとする。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明するとともに、相談に応じることとする。

五 指定居宅介護支援を行うにあたっては、介護支援専門員1人あたりの担当件数は35人を上限とするよう努めるとともに、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるにあたっては、介護支援専門員1人あたり8件を上限とし、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。

六 介護支援専門員は、依頼があった場合には、認定調査を行うものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。(通常の事業の実施地域については無料とする)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及び家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は中野区(中野・中央・新井・上高田・松が丘・野方)の地域とする。

(苦情・ハラスメント対応)

第8条 当事業所は、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン等可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2 虐待防止のための指針の整備

3 従業者に対し虐待の防止のための定期的な研修の実施

4 上記措置を実施するための担当者の設置

5 虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は高齢者虐待防止法、指針に沿って迅速かつ適切に対応する。

(事業継続計画)

第11条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 当事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

継続研修：年 1 回以上（虐待防止、権利擁護、認知症、感染症等に関する研修）

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。